

京都市動物愛護行動計画に基づく取組予定（平成31年度）

【京都市動物愛護行動計画における3つの施策目標】

- I 殺処分数の大幅な減少
- II 事業者の社会的責任の徹底
- III 人と動物のよりよい関係づくり

【6つの数値目標及び実績】

I 数値目標

| 目標項目 | 基準値 (平成19年度実績) | 実績 (平成29年度実績) | 目標値※1 (平成30年度目標) |
|-----------|------------------------------------|----------------------------------|---------------------|
| 犬猫の殺処分数 | 2,404頭 | 784頭 | 600頭 |
| 犬の引取数 | 176頭 | 19頭 | 35頭 |
| 猫の引取数 | 2,196頭 | 944頭 | 650頭 |
| 犬の譲渡返還率※2 | 32% | 82.9% | 97% |
| 猫の譲渡返還率※2 | 0% | 18.8% | 10% |
| 犬猫に係る苦情件数 | 2,137件 〔 犬: 899件 猫: 1,238件 〕 | 1,516件 〔 犬: 722件 猫: 794件 〕 | 1,000件 |

※1 平成28年3月の計画改定時に数値目標を再設定

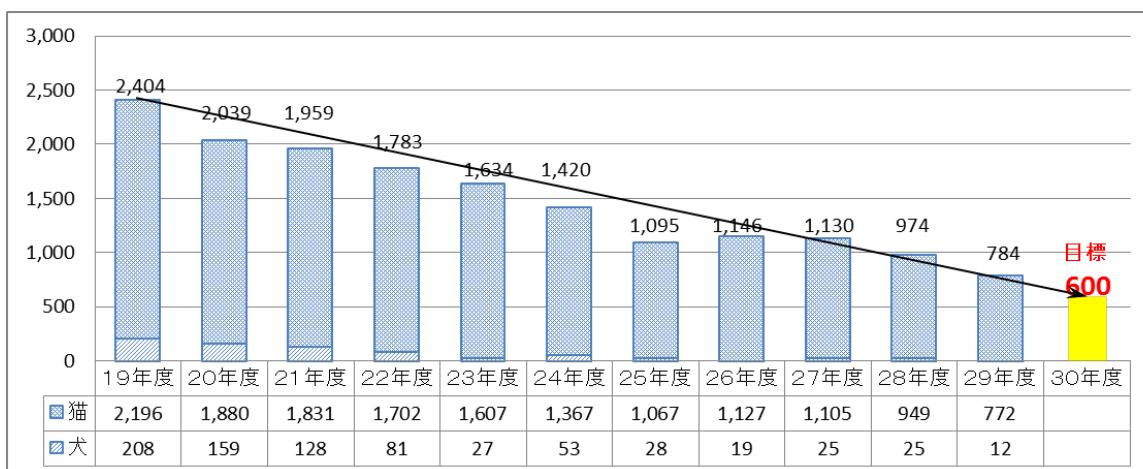
※2 譲渡・返還率：(譲渡数+返還数)／収容数

【計画の期間】

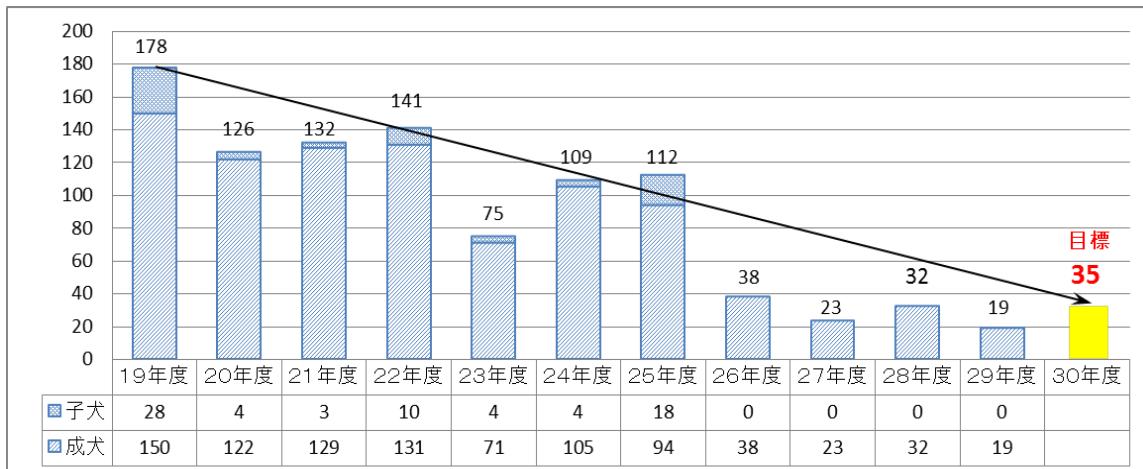
平成21年度から平成30年度までの10年間です。平成28年3月に計画の改定を行ったことから、平成28年度から平成30年度までの3年間は、改訂後の計画に基づき取り組んでいます。

II 数値目標の達成度

1 犬猫の殺処分数

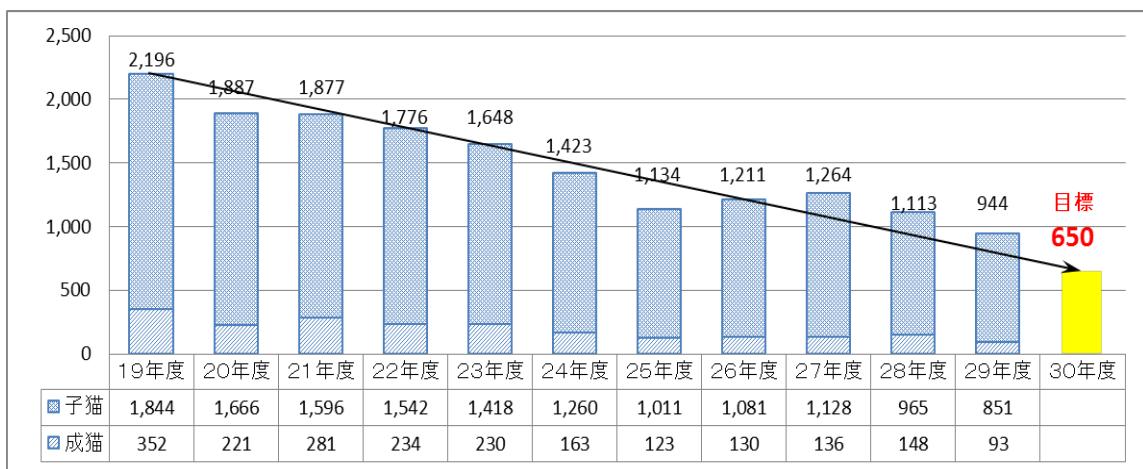


2 犬の引取数



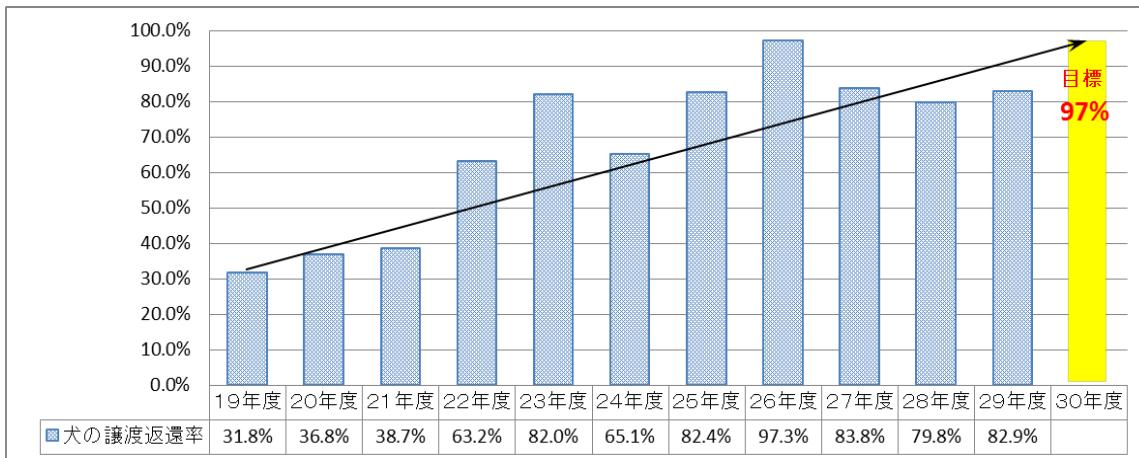
※犬の引取数：飼い主からの放棄

3 猫の引取数



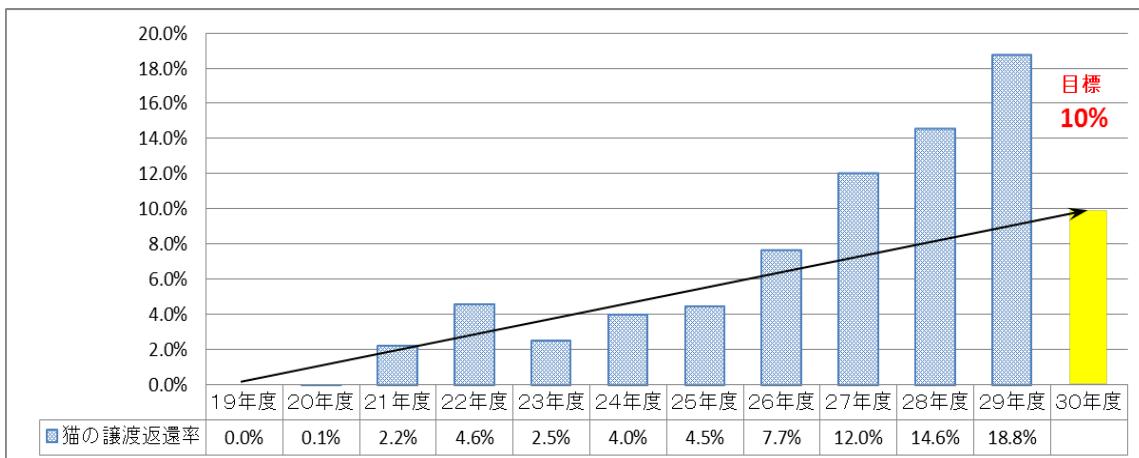
※ 猫の引取数：飼い主からの放棄，所有者不明猫，負傷猫

4 犬の譲渡返還率



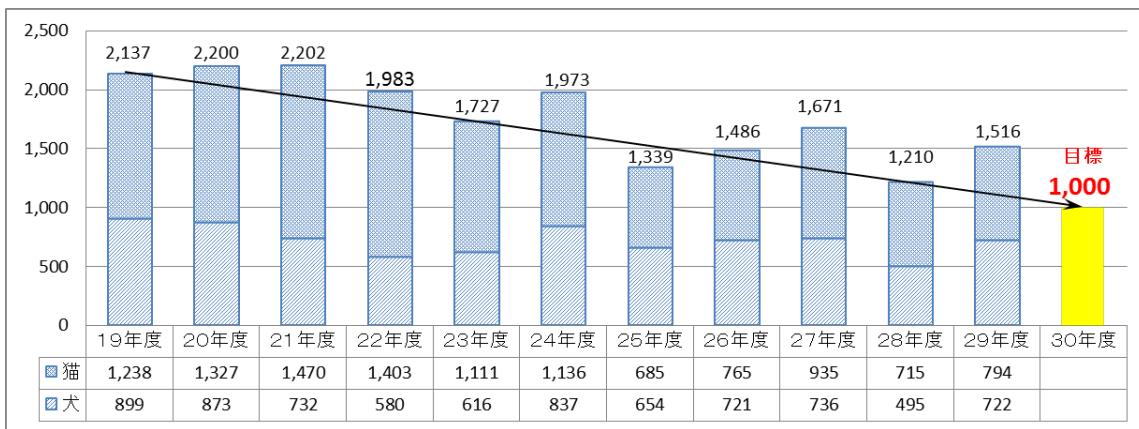
※ 譲渡・返還率：(譲渡数+返還数)／収容数

5 猫の譲渡返還率



※ 譲渡・返還率：(譲渡数+返還数)／収容数

6 犬猫に係る苦情件数



【各施策目標の取組予定】

I 殺処分の大幅な減少

1 飼い主責任の徹底

(1) 終生飼養の徹底

ア 飼い主からの犬猫の引取りは、やむを得ない場合においては、各区役所（南区、支所除く。）の医療衛生コーナーで、実施していますが、引き続き、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動物愛護管理法」という。）の趣旨を尊重し、飼い主に対して終生飼養を徹底するよう指導するとともに、新たな飼い主を探すなど、飼い主責任を説諭し、原則、引取りを行わないという確固たる対応で取り組みます。

イ 飼い主が望まない無秩序な繁殖による多頭飼育崩壊等を防止することを目的として、飼い犬及び飼い猫の避妊去勢手術の助成を継続的に実施します（犬猫一頭当たり3,000円、年間上限833頭。公益社団法人京都市獣医師会（以下、「獣医師会」という。）からも同額を助成）。

(2) 登録・狂犬病予防注射率の向上

ア 平成31年度の狂犬病予防集合注射は、平成30年度と同様に、市内155会場において実施します（別紙、資料3）。

イ 集合注射における接種件数は、年々減少傾向にある中、日曜日における集合注射の件数は増加していることから、平成31年度についても、各区において日曜日も実施します。

ウ 狂犬病予防注射の啓発ポスターを作成し、集合注射の実施前に、市内約7,600箇所の広報板に掲出します。ポスターには、集合注射会場を手軽に検索できるように、平成28年度からQRコードも掲載しています。

エ さらに、京都市保健協議会連合会協力の下、市内の全町内に狂犬病予防注射に関するリーフレットを回覧します。

オ 平成31年度からは、狂犬病予防注射の接種率の向上に向けた啓発強化のため、春の狂犬病予防注射の案内をハガキから封書に変更します。それにより、全ての飼い主に対し、市内全域の集合注射会場と（公社）京都市獣医師会会員病院が記載されたリーフレットを同封し、狂犬病予防注射の接種を促します。

(3) 咬傷事故の未然の防止の徹底

ア 咬傷事故を未然に防止するため、狂犬病予防法に基づき、市内に生息する野犬や、飼い主不明の迷い犬を捕獲もしくは保護し、収容します。

イ 以下の機会を通じて、犬の習性や接し方、しつけ方等を周知し、咬傷事故の防止を図ります。

- ① 犬とのふれあい等を通じて、子ども達に「いのちの大切さ」を伝える動物愛護出前授業（以下、「きょうとアニラブクラス」という。）や動物愛護副読本・紙芝居を使った授業等
- ② 京都動物愛護センター（以下、「愛護センター」という。）のドッグランの利用者のうち、問題行動が見受けられる犬の飼い主に対するアドバイス
- ③ 愛護センターにおける「飼い方講座」や「しつけ方教室」
- ④ 京都動物愛護フェスティバルをはじめとした動物愛護啓発事業

（4）迷惑行為の防止の徹底

- ア 「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」（以下、「条例」という）に掲げる以下の項目について、動物愛護啓発事業等を通じて、周知を積極的に行うとともに、不適切な事案については、医療衛生センター等が指導等を行います。
- ① 犬の飼い主は、飼い犬を自宅等での排せつに努めるとともに、散歩をさせる際は、ふんを回収する用具を携帯し、排せつしたときには直ちに回収すること。
 - ② 猫の飼い主は、ふん尿被害などの迷惑事象の防止や、病気や交通事故の危険から守る観点から、飼い猫を屋内で飼養に努めること。
 - ③ 所有者等のない動物に対して給餌を行うときは、適切な方法により行うこととし、周辺の住民の生活環境に悪影響を及ぼさないこと。
 - ④ 犬や猫を多頭飼育される方については、届け出ること。
- イ 無駄ぼえやかみ癖等の問題行動を未然に防止するため、適切な飼い方の指導や支援を目的としたしつけ方教室を実施します。また、譲渡動物については、「飼い方相談アドバイザー」による飼育アドバイスを行ったり、飼い主同士の交流会を実施するなど、譲渡動物の飼育を断念しないための支援を行います。
- ウ 飼い犬、飼い猫への避妊去勢手術の助成事業の実施をはじめ、野良猫の適正な管理を推進し野良猫によるふん尿被害などの解決を図ります。
- エ 京都市の公式ホームページ「京都市情報館」、愛護センターホームページ、Twitter、facebook（以下、「ホームページ等」という。）を活用し、適正飼養を積極的に啓発します。

（5）特定動物の飼養者の社会的責任の徹底

- ア 愛護センターでは、特定動物の飼養者に対して逸走防止措置等の指導を行います。
- イ 愛護センターでは、無許可での飼養を防止するために、動物取扱業者に対して、動物取扱責任者研修会等を通して、法的義務等に関する知識の浸透を図ります。
- ウ 許可を受けることなく特定動物を飼養することがないよう、ホームページ等で周知を図るとともに、万が一、無許可で飼養している者を発見した場合は、厳格に指導等の措置を講じます。

2 保護・収容動物の返還、譲渡の推進

(1) 京都動物愛護センターホームページ等による情報提供

ア ホームページ等をはじめ、市民しんぶん区版、啓発リーフレット等にて、本市における犬猫の引取り・殺処分頭数等に関する情報を発信し、動物愛護精神の醸成を図るとともに、愛護センターの譲渡動物に係る情報発信を積極的に行っていきます。

イ 平成30年12月には愛護センターボランティアとの協働によりデザインした愛護センターマスコットキャラクターのLINEスタンプの第2弾の販売を開始しました。従来より導入しているFacebook、Twitter等のSNSなどの多様な情報配信ツールを活用し、LINEスタンプを広めることにより、愛護センターの認知度を高め、さらなる譲渡の促進につなげていきます。

(2) マイクロチップ等の個体識別明示に係る啓発の促進

ア 飼い主の所有者意識の向上などを目的に、獣医師会と連携し、飼い犬や飼い猫へのマイクロチップの装着助成事業を平成31年度も引き続き実施します。

イ 市内の防災訓練や各種イベント等の機会を通じ、マイクロチップ装着助成制度の活用について周知を図り、マイクロチップ等による個体識別明示の必要性について啓発していきます。

(3) 子猫の一時預り在宅ボランティアとの協働

ア 子猫を自宅で一時的に預かり、目の行き届いたきめこまやかなお世話をしていただく「子猫の一時預り在宅ボランティア」を引き続き募集し、譲渡の拡大に努めます。

(4) 府市連携による譲渡事業の実施

ア 収容した犬猫について、府市で一元的に管理し、譲渡犬猫に関する情報を集約、発信するなど、効果的・効率的な事業実施に努めます。

イ 京都府全域を対象とした広域的な譲渡を進めます。

(5) 収容した犬の社会復帰トレーニング

ア 犬の譲渡事業については、収容動物総合評価者山本央子氏の監修の下、無駄吠えやかみ癖等、犬の問題行動を矯正し、譲渡につなげる「京都方式」により、譲渡が難しい犬の殺処分数の減少に向けた取組を進めます。

(6) 獣医師会との連携

ア 愛護センターに併設した京都夜間動物救急センターをはじめ、多くの動物の命を救うための体制整備を進めます。

イ 負傷動物の治療やまちねこの手術への技術指導など、獣医師会からの協力を得て、技術等の研鑽に努め、治療を行っていきます。

3 所有者等のいない猫対策の推進

(1) 猫の不必要的繁殖を抑制し、ふん尿等の被害や迷惑の拡大防止を図るのみならず、猫と共生できる社会の実現を目的とした「京都市まちねこ活動支援事業」を進めています。

特に、地域ぐるみの取組が困難な地域においては、町内会等に対して粘り強く説明を行っていくなど、地域の理解と協力が得られるよう、本市としても活動を積極的に支援していきます。

(2) 併せて、飼い主に対して飼い猫の適正飼養（避妊・去勢手術の推奨、屋内飼育の徹底等）に係る啓発を積極的に進めます。

II 事業者の社会的責任の徹底

1 動物取扱業者への対応

(1) 定期的な監視指導と不適切業者への厳正な対応

ア 愛護センターは、動物取扱業の登録施設に定期的に立入調査を実施します。

イ 愛護センターは、「動物愛護管理法」に基づき、不適正事例があった際には、関係機関等と連携し、厳正に指導します。

ウ 愛護センターでは、ペットショップ等の動物取扱業者に対し、立入時や動物取扱責任者講習会などを通じ、販売の用に供することが困難になった動物の譲渡等による終生飼養を確保するよう、指導の徹底を図ります。

(2) 動物の販売時等の説明責任の徹底

ア 動物取扱責任者研修会などにより、生体販売時における飼い主への終生飼養等に関する説明責任の徹底に係る指導を強化します。また、「動物愛護管理法」に基づき、不適正事例があった際には、厳正に指導します。

2 実験動物・産業動物の適正な取扱い

ア 関係部局と連携して、実験動物施設の飼育状況の把握に努め、必要に応じて施設に立入り、実験動物の管理者等に「実験動物の飼育及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づく適切な取扱いを周知します。

イ 関係部局と連携して、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」に基づき、動物福祉の観点を踏まえたうえで、産業動物の生理・生態・習性等に応じた動物の管理がされるよう普及啓発を行います。

III 人と動物のよりよい関係づくり

1 京都動物愛護センターを拠点とした啓発事業の実施

(1) 市民がいつでも利用できる動物愛護の基幹施設としての機能の整備・充実

ア 愛護センターにおいて、定期的にイベントを実施することにより、愛護センターの発信力を高め、適正飼養の効果的な啓発を図っていきます。

イ 平成26年12月12日に市と府で制定した「京都動物愛護憲章」の理念について、あらゆる機会を通じて普及啓発します。

ウ 愛護センターを市民等と共に築きあげるものとするために実施している「京都市動物愛護事業推進基金」について、多くの方から寄付の申出を受けることができるよう、各種イベント等において、積極的に広報していきます。

(2) 動物愛護ボランティア等との共汗

ア 愛護センターが市民及び府民に愛され、親しまれるものとしていくため、愛護センター職員のみならず、動物愛護に関する高い关心と知識を持つボランティアスタッフの方々とともに、来場者の受付や犬猫舎の清掃をはじめ、愛護センターの機関誌や展示物の作成、啓発事業の実施などに取り組みます。

イ 新たなボランティアスタッフを積極的に募集し、ボランティアスタッフの活性化を図るとともに、研修会等を開催することにより、必要な知識や技術の向上を図ります。

ウ ボランティアスタッフが主体となって企画した子ども向けイベント「きょうとアニラブクラス」を開催し、動物愛護センターの収容動物の紹介や動物愛護副読本「いきものとなかよし」を活用したクイズを行うなど独自の取組を進めます。

(3) ワーキングドッグ等の人間社会に必要とされる動物の普及啓発の強化

ア 「きょうとアニラブクラス」、京都動物愛護フェスティバル等の動物愛護精神啓発事業にてワーキングドッグを紹介するなど、広く社会に認められるように、普及啓発に努めます。

2 教育機関等との連携による動物愛護教育の実施

(1) 学校現場での講習会などの実施

- ア 犬とのふれあい等を通じて、子ども達に「いのちの大切さ」を伝える「きょうとアニラブクラス」を開催し、小中学校、幼稚園、保育園等で飼い主の責任について伝えています。
- イ 教育委員会、幼稚園、保育園、京都市動物愛護推進員、N P O 法人等と連携を図り、動物愛護に関する紙芝居や副読本を積極的に活用して、幼少期における動物愛護精神の醸成を図っていきます。
- ウ 教職員向けの「きょうとアニラブクラス」の研修会を実施する等、さらなる広がりを目指します。（別紙、資料4）

(2) 動物園等と連携した動物愛護の普及

- ア 動物愛護週間行事の開催に際しては、京都市動物園と連携し、動物愛護精神の普及啓発を図ります。

3 ペットに係る災害時の対策

(1) 飼い主とペットが一緒に避難できる避難所の受入体制強化

- ア 平成31年度についても、京都市総合防災訓練において、デモンストレーションを取り入れた避難訓練を実施し、ペットの避難についての啓発を進めます。
- イ 各避難所の避難所運営マニュアルにペットの受入体制が明記されることを目指し、ペット受入検討シートやマニュアルのひな形を活用し、マニュアルの改定を積極的に支援していきます。
- ウ 京都市総合防災訓練や区役所支所総合防災訓練、ふれあいまつり等の区役所イベントにおいて、参加者に啓発グッズやチラシを配布し、ペットと一緒に避難するために必要な備えや普段からのしつけ等について周知・啓発を行います。
- エ 愛護センターにおいても、防災イベントを開催し、ペットと一緒に避難するためには必要な備えや普段からのしつけ等について啓発します。

(2) 関係機関との協力体制の構築

- ア 災害時におけるペットの救護体制強化に向け、市獣医師会との災害協定を平成29年5月に締結しました。京都市総合防災訓練への参加協力、動物医薬品・療法食等の備蓄への助言、及び負傷動物の治療への助言など、今後、協定に基づく取組の具体化を進めることにより、一層の連携強化を図ります。

4 動物由来感染症対策

- ア 平成28年度に、京都市内で初めて飼育下にあるコブハクチョウから鳥インフルエンザが検出されたことを踏まえ、飼い主に対して、正しいペットとの関わり方を啓発し、ペットに異常を感じた際には、速やかにかかりつけの獣医師に相談することを啓発します。
- イ 飼い主に対し、動物病院や動物取扱業者を通じ、動物由来感染症に関するパンフレットを配布し、啓発します。
- ウ ホームページ等を活用し、動物由来感染症に係る情報発信に努めます。
- エ 動物由来感染症に関して、隨時、医療衛生センター、動物愛護センター、獣医師会及び動物取扱業者等との間で情報共有し、適切な対応を求めるなど注意喚起し、連携を図ります。
- オ 本市としては、動物由来感染症の発生に備え、京都府や獣医師会をはじめとする関係機関との連携や緊急連絡体制の整備を図ります。

5 動物愛護ボランティア等の育成と調査研究の推進

- ア 動物愛護推進員については、本市の動物愛護関連イベントへの出席や研修会の受講などにより、情報提供を行います。
- イ 動物愛護担当者の資質向上のため、動物愛護や感染症等に関する研修会を開催します。
- ウ 国等が開催する動物愛護研修会に積極的に参加し、職員育成を図ります。